

小規模多機能センターさわらび 利用料金表

(1) 基本利用料(利用料+基本加算)

○介護給付(月定額制)

介護度別自己負担	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス利用料金	10,423円/月 343円/日	15,318円/月 504円/日	22,283円/月 733円/日	24,593円/月 809円/日	27,117円/月 892円/日

○予防給付(月定額制)

介護度別自己負担	支援1	支援2
基本サービス利用料金	3,438円/月 113円/日	6,948円/月 229円/日

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

○加算と算定要件:1割負担の場合

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	①介護福祉士が70%以上または、 勤続10年以上介護福祉士25%以上 ②介護福祉士が50%以上。 ③常勤職員が60%以上、介護福祉士40%以上、勤続 7年以上の者が30%以上の、いずれか。	① 750円(月) ② 640円(月) ③ 350円(月)
総合マネジメント体制強化加算 (共通加算)	介護支援専門員や介護職員、その他の関係者により 介護計画の随時適切な見直しを行っている。 日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に 応じて地域の行事等に積極的に参加している。	1,000円(月)
訪問体制強化加算 (共通加算)	訪問サービスを担当する常勤の従事者を2名以上 配置していること。 訪問サービスの提供回数が1ヶ月あたり200回 以上であること。	1,000円(月)
認知症加算 (該当者加算)	①認知症加算(Ⅰ) 日常生活に支障を来す恐れのある症状・行動が 認められ、介護を必要とする認知症の利用者。 (認知症日常生活自立度Ⅲ以上) ②認知症加算(Ⅱ) 要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・ 行動や意思疎通の困難さがみられ、周囲の者による 注意を必要とする認知症の利用者。 (認知症日常生活自立度Ⅱ)	① 800円(月) ② 500円(月)
初期加算(該当者加算)	利用開始から30日間について算定。	30円
中山間地域等提供加算 (共通加算)	厚生労働大臣が定めた地域(豪雪地帯及び特別豪雪 地域等)に所在する事業所がサービスを行った場合。	一月保険適応単位 の10%
*口腔・栄養スクリーニング加算 (共通加算)	利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の 健康状態及び栄養状態について確認する。	20円/年2回
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、 精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、 介護サービスを行う。	40円/月
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に 移行するために、例外的かつ経過的な取り扱い として創設。	一月保険適応単位 総数の10.2%の1割
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員を含めて、更なる処遇改善 を進めるための加算	一月保険適応単位 総数の①1.5% ② 1.2%いずれか1割
介護職員等ベースアップ等 支援加算 (共通加算)	人材確保・職員の定着率の向上とサービスの質の向上の ための加算	一月保険適応単位 総数の1.7%の1割

・サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。

・認知症加算は①あるいは②に該当する方を算定します。

・訪問体制強化加算は介護度1～5の方対象です。支援1、2の方は算定しません。また、事業所の
体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。

※一定以上の所得のある方は2割又は3割負担となります。

(2) 介護保険給付・予防給付外費用 及び その他のサービス

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

①食費及び宿泊費

宿泊費(光熱水費相当)	個室以外600円/1泊
食費(食材料費+調理コスト)	朝食 470円 昼食 560円 夕食 560円

②その他のサービス

種類	内容	利用料
寝具代	宿泊時の寝具	1泊 100円
洗濯代	施設で可能な洗濯物	1回 100円
おやつ、飲み物代	行事のお菓子、水分補給用の飲み物など	無料
※日用品費	トイレトイペーパー、シャンプー、石鹸など	
※教養娯楽費	行事、余暇材料など	

※ 利用者の希望によって、事業所が提供する場合はご負担いただくときもあります。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担減免対象者につきましては、社会福祉法人等利用者負担減免確認証を確認の上、減免を実施いたします。